

江田島市教育委員会会議録

令和2年5月18日（月）令和2年第9回教育委員会会議定例会を江田島市教育委員会会議室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会	午前	10時00分
閉会	午前	10時34分

2 出席者（5名）

教育長	小野藤	訓
教育長職務代理者	三島	雅司
委員	樋上	美由紀
委員	柳川	政憲
委員	泊野	仁美

3 出席説明員

教育次長	小栗	賢
学校教育課長	山近	宏
生涯学習課長	松岡	弘倫
学校給食共同調理場総括場長	福岡	洋
大柿自然環境体験学習交流館長	西原	直久

4 事務局

学校教育課	
総務係長	濱岡 晶子

5 傍聴人

なし

6 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第12号 江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
- (4) 議案第13号 江田島市教育委員会公印規則及び江田島市選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部を改正する規則案について
- (5) 議案第14号 令和3年度に市立学校で使用する教科用図書採択基本方針案について

て

- (6) 議案第15号 江田島市学校給食共同調理場運営委員会の委員の委嘱について
- (7) 承認第7号 江田島市教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について
- (8) その他

7 議事の概要

○ 教育長

ただ今から、第9回江田島市教育委員会会議定例会を開会します。

ただ今の出席者は5名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

○ 教育長

それでは、審議に入る前に、14ページの議案第15号と17ページの承認第7号については、人事に関する案件ですので、公開しないで審議することが適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

○ 教育長

それでは、お諮りいたします。

議案第15号「江田島市学校給食共同調理場運営委員会の委員の委嘱について」と承認第7号「江田島市教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないことに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○ 教育長

挙手全員と認めます。

従いまして、議案第15号「江田島市学校給食共同調理場運営委員会の委員の委嘱について」と承認第7号「江田島市教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないで審議することに決定いたしました。

○ 教育長

日程第1、「教育長報告」を行います。

それでは、議案書2ページをお開きください。

「教育長報告」を行います。

(省 略)

以上で、教育長報告を終わります。

○ 教育長

日程第 2, 「会議録署名委員の指名」は, 会議規則第 15 条第 2 項の規定により, あらかじめ署名委員の順番を決めていますので, 今回は, 樋上委員にお願い致します。

○ 教育長

日程第 3, 議案第 12 号「江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」と日程第 4, 議案第 13 号「江田島市教育委員会公印規則及び江田島市選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部を改正する規則案について」の 2 件につきましては, 関連がございますので, 一括議題とし, 個別採決とします。

事務局から, 説明をお願いします。

○ 教育次長

ただ今, 一括上程されました日程第 3 議案第 12 号「江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」及び, 日程第 4 議案第 13 号「江田島市教育委員会公印規則及び江田島市選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部を改正する規則案について」でございます。

最初に, 議案第 12 号「江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

議案書, 3 ページをご覧ください。

提案理由でございます。

沖美公民館を廃止するため, 現行条例の一部を改正する必要がありますので, 江田島市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 3 号の規定によりまして, 委員会の意見を求めるものでございます。

続きまして, 議案書の 6 ページをお開きください。

議案第 13 号「江田島市教育委員会公印規則及び江田島市選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部を改正する規則案について」でございます。

沖美公民館の廃止に伴い, 現行規則の一部を改正する必要がありますので, 江田島市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 2 号の規定によりまして, 委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては, 生涯学習課長をして, 説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○ 生涯学習課長

ただ今, 上程されました議案第 12 号「江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」及び, 議案第 13 号「江田島市教育委員会公印規則及び江田島市

選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部を改正する規則案について」説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど教育次長が説明いたしましたとおりでございます。内容でございます。

最初に、議案第 12 号でございます。

議案書 4 ページに改正条文を、5 ページに参考資料として、新旧対照表を添付しております。

次に、議案第 13 号でございます。

議案書 7 ページに改正条文を、8 ページと 9 ページに、参考資料として新旧対照表を添付しております。

初めに主な改正内容を説明させていただき、その後に議案の説明をいたします。

今回の改正理由は、沖美公民館が三高交流プラザに変更するというのが理由でございます。

令和 2 年第 3 回江田島市議会定例会において「江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案」を提出する予定としております。その議案では、三高交流プラザを設置するとともに、「江田島市公民館設置及び管理条例」の一部を改正し、沖美公民館の廃止を行う予定としております。

議案書 5 ページの参考資料をご覧ください。

現行、第 2 条及び別表から「沖美公民館」の項及び表を削ると言うものでございます。

続いて、議案第 13 号でございます。

先ほどの、三高交流プラザの設置に伴う規則の一部改正でございます。

議案書 8 ページの参考資料をご覧ください。

第 1 条関係として、沖美公民館の廃止に伴い、公民館の印及び公民館長の印の数を 3 から 2 へ整理するものです。

次に、第 2 条関係として、選挙運動のためにする個人演説会場の設備について (1) 照明の表と、次ページをお願いします。(2) その他の設備の程度の表、それぞれから「沖美公民館」の項を削ると言うものです。

最後に附則として、議案第 12 号は、4 ページに、議案第 13 号は 7 ページに、「この条例及び規則は、令和 2 年 8 月 11 日から施行する。」としております。

これは、8 月の 3 連休 (8 日から 10 日まで) を挟んで、引っ越しや移動準備を行うためという事です。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 教育長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

○ 三島委員

公民館として残るのは、切串公民館と大須公民館の 2 館ですか。

- 生涯学習課長
はい。そのとおりです。

- 教育長
それではこれで、本件の審議を終わります。
採決に移ります。最初に、議案第 12 号「江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり決定することに、ご異議はありませんか。
(全員異議なし)

- 教育長
全員異議なしと認めます。
よって本案は、可決されました。

- 教育長
次に、議案第 13 号「江田島市教育委員会公印規則及び江田島市選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部を改正する規則案について」は、原案のとおり決定することに、ご異議はありませんか。
(全員異議なし)

- 教育長
全員異議なしと認めます。
よって本案は、可決されました。

- 教育長
日程第 5、議案第 14 号「令和 3 年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について」を議題とします。
事務局から、説明をお願いします。

- 教育次長
ただ今、上程されました議案第 14 号「令和 3 年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について」でございます。
議案書、10 ページをお開きください。
提案理由でございます。
令和 3 年度に中学校で使用する教科用図書の採択に関しまして、基本方針を定める必要がございますので、江田島市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 9 号の規定によりまして、委員会の議決を求めるものでございます。
内容につきましては、学校教育課長をして説明申し上げます。よろしくをお願いします。

○ 学校教育課長

ただ今、上程されました議案第 14 号「令和 3 年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について」説明致します。

提案理由につきましては、先ほど教育次長が説明いたしましたとおりでございます。

「1 採択基本方針（1）採択の基本 教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。また、学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達の段階に適合したものを採択する。」としております。

学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書については、また後ほど説明いたします。

「その際、次の観点に基づいて、広島県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査研究を行う。」として、観点を示しております。

ア 中学校用教科用図書について

- (ア) 基礎・基本の定着
- (イ) 主体的に学習に取り組む工夫
- (ウ) 内容の構成・配列・分量
- (エ) 内容の表現・表記
- (オ) 言語活動の充実

イ 学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書について

- (ア) 内容の特徴・程度
- (イ) 内容の構成・配列・分量
- (ウ) 内容の表現・表記
- (エ) 印刷・製本の状態

とされています。これらの観点はこれまでと変更はありません。続いて、

(2) 適正かつ公正な採択の確保

- ア 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正、公正を期す。
- イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

教科書発行者と関係を有する者ということですが、具体的に申し上げますと、採択に関与する方々の 3 親等以内に、教科書発行者に勤務する方がいないかということです。教育委員の皆様方も含め確認を行い、採択を行ってまいります。

続いて、

(3) 開かれた採択の推進

- ア 採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表すること。
- イ 次の事項について、採択後、遅滞なく公表するよう努めること。

(ア) 市立学校において使用する教科用図書の研究のために作成した資料

(イ) 教育委員会の会議の議事録

ウ その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について、検討すること。

次に、「2 方法、組織及び手続きについてですが、江田島市教育委員会は、広島県教育委員会の指導、助言又は援助を受け、次の方法、組織及び手続きによって、採択を行う。」

(1) 中学校用教科用図書について

ア 中学校用教科用図書の採択は、文部科学省「中学校用教科書目録(令和3年度使用)」に記載されている教科書のうちから行う。

イ 江田島市教育委員会は、採択に係りその責任を明確にするとともに、教育関係者のみならず保護者、地域住民に説明責任を果たすことができるよう、次のとおり、採択組織及び手続を確立する。

(ア) 選定委員会においては

- ・ 江田島市教育委員会が定めた方針に基づき、調査員に教科用図書を調査する観点等を示す。
- ・ 地域の特色を生かすとともに多様な意見が反映されるよう、委員には保護者や学識経験者を加える。
- ・ 今年度採択する教科用図書について審議し、その結果について理由を付し、江田島市教育委員会に答申する。

(イ) 調査員においては

- ・ 選定委員会から示された観点等に基づき、今年度採択する教科用図書について綿密な調査研究を行い、報告する。なお、今年度の調査については、安芸郡と合同で実施する予定です。
- ・ その際、特定の教科用図書に絞り込むことなく、今年度採択する教科用図書の特徴について意見を付す。
- ・ 専門的な調査研究を行うことから、調査員は校長及び教員等とする。
- ・ 採択の公正を期すため、調査員は選定委員会の委員と重複しない。

(2) 小学校用教科用図書については、原則、令和元年度に採択した教科書と同一の教科用図書を採択しなければならない。

(3) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

ア 文部科学大臣の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮した上、小・中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成する場合に検定済教科用図書を使用することが適当でない場合には、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書を採択する。

ただし、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書は、原則、文部科学省の「令和3年度用一般図書一覧」に記載された図書のうちから採択する。

イ 各学校は、教科書選定会議等を設置し、教科用図書を種目ごとに選定するとともに、

選定理由書を採択権者に提出する。
としております。
この基本方針に基づいて、令和3年度に使用する教科用図書の採択を進めてまいりたいと考えております。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- 教育長
説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

(全員質疑なし)

- 教育長
それではこれで、本件の審議を終わります。
採決に移ります。議案第14号「令和3年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について」は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(全員異議なし)

- 教育長
全員異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。

- 教育長
日程第6、議案第15号「江田島市学校給食共同調理場運営委員会の委員の委嘱について」を議題とします。

(非公開)

- 教育長
日程第7、承認第7号「江田島市教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」を議題とします。

(非公開)

- 教育長
以上で、本日の会議に付された審議事項は、すべて終了いたしました。

次の教育委員会会議は令和2年6月15日(月)午前10時00分から教育委員会会議室で開催します。

以上で閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により，ここに署名する。

江田島市教育長

署 名 委 員